

平成 25 年度

厚生年金保険・国民年金事業の概況

平成 26 年 12 月

厚生労働省年金局

平成25年度厚生年金保険・国民年金事業の概況

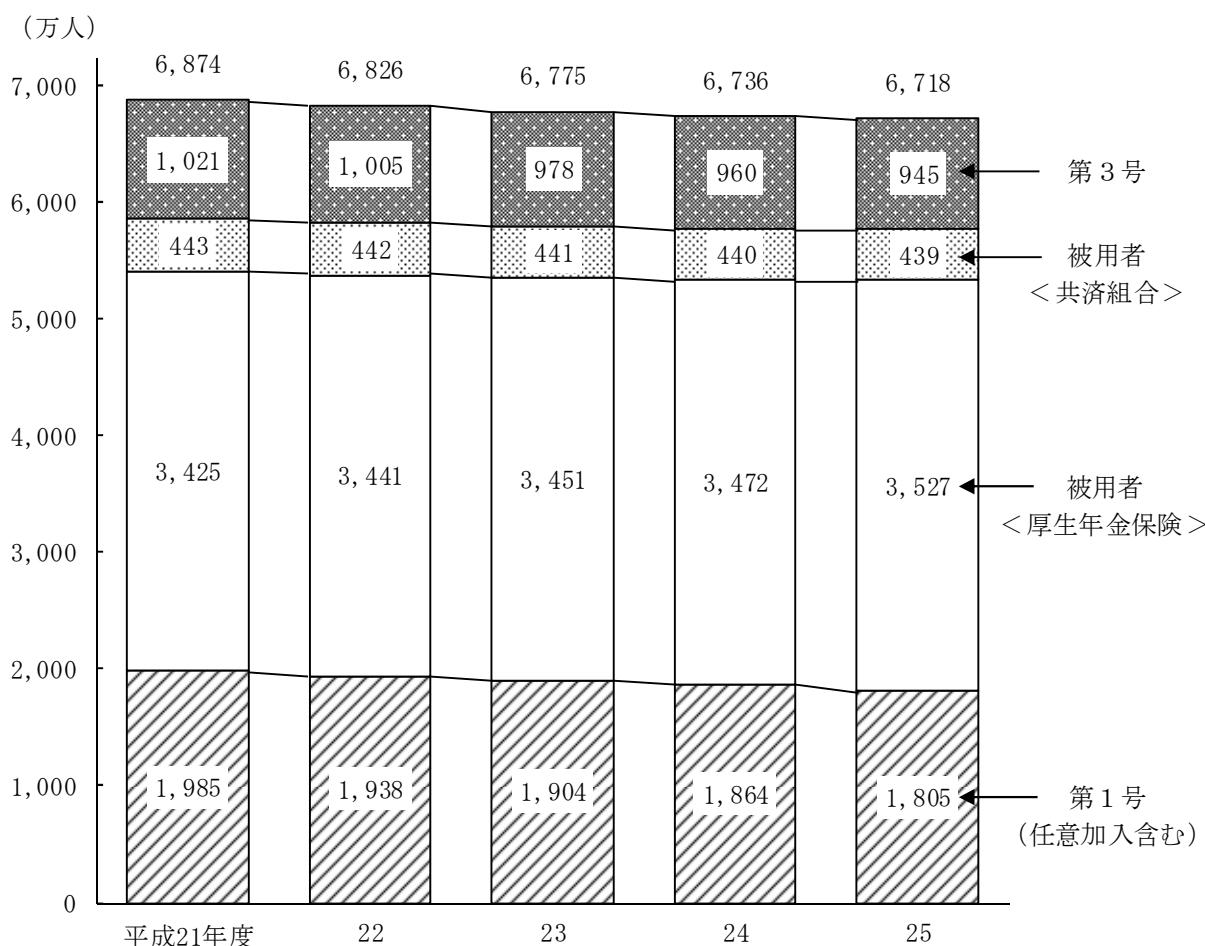
I. 公的年金制度の概況

(1) 適用状況

- 公的年金加入者数は、平成25年度末現在で6,718万人となっており、前年度末に比べて18万人（0.3%）減少している。
- 国民年金の第1号被保険者数（任意加入被保険者を含む）は、平成25年度末現在で1,805万人となっており、前年度末に比べて58万人（3.1%）減少している。
- 被用者年金被保険者数（厚生年金保険及び共済組合の加入者数）は、平成25年度末現在で3,967万人（うち厚生年金保険3,527万人、共済組合439万人）となっており、前年度末に比べて55万人（1.4%）増加している。
- 第3号被保険者数は、平成25年度末現在で945万人となっており、前年度末に比べて15万人（1.5%）減少している。

注。「被用者年金被保険者」は、国民年金第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する被保険者を含む。

図1 公的年金加入者数の推移（年度末現在）



- 公的年金加入者の総数を男女別にみると、男子は3,472万人となっており、前年度末に比べて2万人(0.1%)減少している。また、女子は3,245万人となっており、前年度末に比べて16万人(0.5%)減少している。

表1 男女別公的年金加入者数

(平成25年度末現在、単位：万人)

	総 数	第 1 号 被保険者	被用者年金被保険者 (第2号被保険者等)		第 3 号 被保険者
			厚生年金 保 険	共済組合	
総 数	6,718	1,805	3,527	439	945
男 子	3,472	928	2,257	277	11
女 子	3,245	878	1,271	162	934

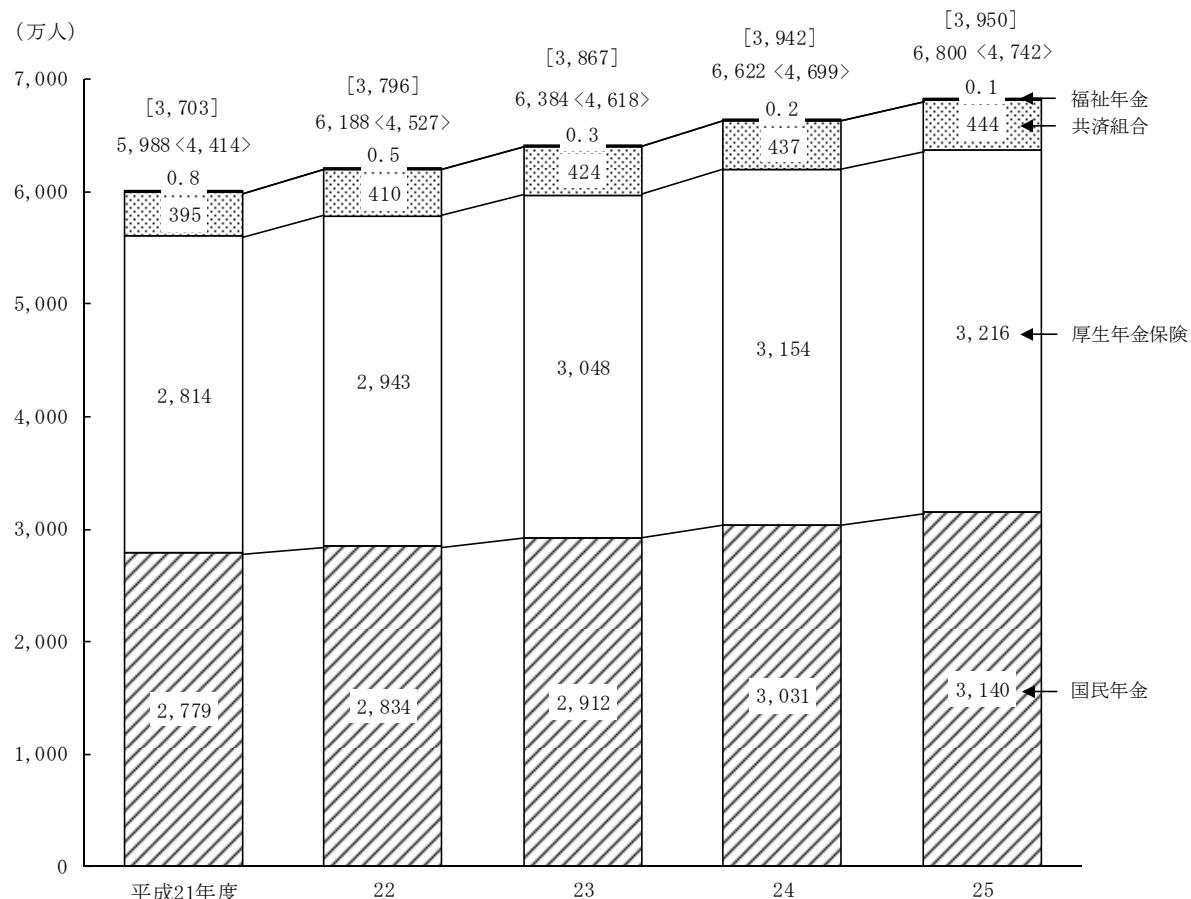
注1. 第1号被保険者には、任意加入被保険者を含む。

2. 「被用者年金被保険者」は、国民年金第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する被保険者を含む。

(2) 給付状況

- 公的年金受給者数（延人数）は、平成25年度末現在で6,800万人となっており、前年度末に比べて179万人（2.7%）増加している。
- 重複のない公的年金の実受給権者数は、3,950万人であり、前年度末に比べて8万人（0.2%）増加している。

図2 公的年金受給者数の推移（年度末現在）



注1. <>内は厚生年金保険と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の受給者数である。ただし、平成23年度までは、旧農林共済年金と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分は控除されていない。

2. []内は重複のない実受給権者数である。

- 公的年金受給者の年金総額は昨年度まで年々増加していたが、平成25年度末現在では52兆8千億円と、前年度末に比べて4千億円（0.7%）減少している。

表2 公的年金受給者の年金総額の推移

(年度末現在、単位：億円)

	総 数	国民年金	厚生年金保険	共済組合	福祉年金
平成21年度	502, 554	180, 421	255, 333	66, 768	32
22	511, 332	185, 352	258, 761	67, 199	21
23	522, 229	191, 168	263, 023	68, 026	13
24	532, 397	199, 912	263, 902	68, 575	8
25	528, 436	206, 546	256, 672	65, 214	5

注1. 上記の受給者の年金総額とは、年度末現在の受給者について、その時点で決定済の年金額（年額）を合計したものである。また、年金額には一部支給停止されている金額を含む。

2. 共済組合の数値には、職域加算部分を含む。

II. 厚生年金保険

(1) 適用状況

- 平成25年度末現在の適用事業所数は、180万1千か所であり、前年度末に比べて4万2千か所（2.4%）増加している。
- 被保険者数は、平成25年度末現在で3,527万人となっており、前年度末に比べて56万人（1.6%）増加している。男女別にみると、男子は2,257万人（対前年度末比29万人、1.3%増）、女子は1,271万人（対前年度末比27万人、2.2%増）となっている。
- 育児休業期間中の保険料免除者数は、平成25年度末現在で23万4千人であり、前年度末に比べて2万人（9.3%）増加している。男女別にみると、男子は1千1百人（対前年度末比2百人、19.3%増）、女子は23万3千人（対前年度末比2万人、9.2%増）となっている。

表3 厚生年金保険の適用状況の推移

(年度末現在)

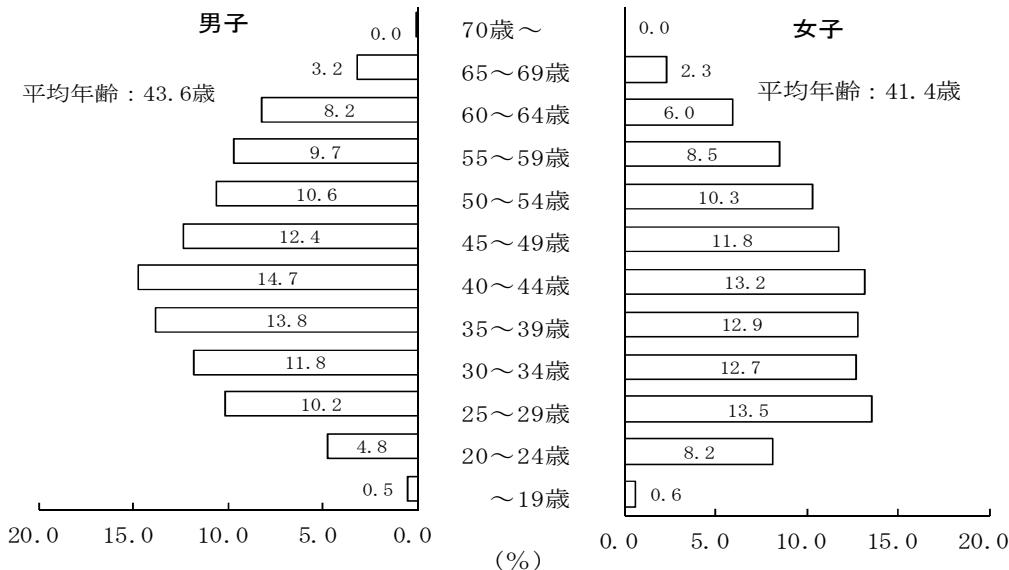
	事業所数 (千か所)	被保険者数（万人）			育児休業保険料免除者数(人)			
		総 数	男 子	女 子	総 数	男 子	女 子	
平成21年度	1,754	3,425	2,219	1,205	160,478	433	160,045	
22	1,749	3,441	2,224	1,217	180,271	944	179,327	
23	1,745	3,451	2,224	1,227	197,368	913	196,455	
24	1,758	3,472	2,228	1,244	214,288	936	213,352	
25	1,801	3,527	2,257	1,271	234,113	1,117	232,996	
伸び率 (%)	平成21年度	0.8	△ 0.6	△ 0.8	△ 0.1	10.8	11.6	10.8
	22	△ 0.3	0.5	0.2	1.0	12.3	118.0	12.0
	23	△ 0.2	0.3	0.0	0.8	9.5	△ 3.3	9.6
	24	0.8	0.6	0.2	1.3	8.6	2.5	8.6
	25	2.4	1.6	1.3	2.2	9.3	19.3	9.2

注1. 事業所数には船舶所有者を含む。

2. 男子には船員・坑内員を含む。

- 平成25年度末現在の被保険者の年齢構成は、男子は40～44歳の割合が最も高く、女子は25～29歳の割合が最も高い。平均年齢は、男子は43.6歳、女子は41.4歳となっている。

図3 厚生年金保険被保険者の年齢構成（平成25年度末）



注. 男子には船員・坑内員を含む。

- 標準報酬月額の平均は、平成25年度末現在で30万6千円(うち男子34万7千円、女子23万3千円)であり、前年度末に比べて横ばいとなっている。平成25年度の年度平均についても、30万5千円(うち男子34万6千円、女子23万3千円)と、前年度に比べて0.2%増加している。
- 標準賞与額の1回当たりの平均は、平成25年度で42万8千円(うち男子49万6千円、女子29万6千円)であり、前年度に比べて0.4%増加している。
- 一人当たり標準報酬額(総報酬ベース・年額)は、平成25年度で432万6千円(うち男子494万8千円、女子322万4千円)であり、前年度に比べて0.3%増加している。

表4 厚生年金保険の標準報酬月額等の推移

		標準報酬月額の平均 (年度末現在)			標準報酬月額の平均 (年度平均)		
		総数	男子	女子	総数	男子	女子
実数 (円)	平成21年度	304,173	345,163	228,710	306,172	348,075	229,229
	22	305,715	347,212	229,876	304,554	345,808	229,314
	23	304,589	345,700	230,085	304,359	345,495	229,858
	24	306,131	347,494	232,046	304,848	346,040	231,106
	25	306,282	347,276	233,482	305,408	346,418	232,675
伸び率 (%)	平成21年度	△ 2.8	△ 3.3	△ 1.0	△ 1.7	△ 2.1	△ 0.3
	22	0.5	0.6	0.5	△ 0.5	△ 0.7	0.0
	23	△ 0.4	△ 0.4	0.1	△ 0.1	△ 0.1	0.2
	24	0.5	0.5	0.9	0.2	0.2	0.5
	25	0.0	△ 0.1	0.6	0.2	0.1	0.7

		標準賞与額1回当たりの平均			一人当たり標準報酬額 (総報酬ベース・年額)		
		総数	男子	女子	総数	男子	女子
実数 (円)	平成21年度	418,698	485,937	285,032	4,309,754	4,935,076	3,161,527
	22	423,196	491,915	288,082	4,306,057	4,926,811	3,173,920
	23	428,860	499,424	291,247	4,313,465	4,935,914	3,186,136
	24	426,139	494,874	292,712	4,313,699	4,935,571	3,200,433
	25	428,046	496,257	295,951	4,326,485	4,948,041	3,224,130
伸び率 (%)	平成21年度	△ 8.1	△ 8.5	△ 5.1	△ 3.1	△ 3.7	△ 1.1
	22	1.1	1.2	1.1	△ 0.1	△ 0.2	0.4
	23	1.3	1.5	1.1	0.2	0.2	0.4
	24	△ 0.6	△ 0.9	0.5	0.0	△ 0.0	0.4
	25	0.4	0.3	1.1	0.3	0.3	0.7

注1. 男子には船員・坑内員を含む。

2. 標準報酬月額の平均(年度平均)は、標準報酬月額年度累計を、各年4月から翌年3月までの被保険者数の合計で割ったものである。

3. 標準賞与額1回当たりの平均は、標準賞与額年度累計を、賞与支給延被保険者数で割ったものである。

4. 一人当たり標準報酬額は、標準報酬月額年度累計と標準賞与額年度累計の合計を、各年4月から翌年3月までの平均被保険者数で割ったものである。

(2) 給付状況

- 平成25年度末現在の厚生年金保険受給者数は、前年度末に比べて63万人（2.0%）増加し、3,216万人となっている。うち、老齢年金の受給者数は1,435万人となっている。

表5 厚生年金保険受給者数の推移

	総 数	老齢年金	通算老齢年金	障害年金	遺族給付	(年度末現在、単位：万人)
平成21年度	2,814	1,289	1,022	37	466	
22	2,943	1,340	1,085	38	481	
23	3,048	1,383	1,134	38	492	
24	3,154	1,425	1,187	39	503	
25	3,216	1,435	1,229	40	513	

注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金」に計上している。新法退職共済年金についても同様。

2. 遺族給付には、通算遺族年金を含む。

- 厚生年金保険受給者の平均年金月額は、平成25年度末現在で、老齢年金は14万8千円となっている。

表6 厚生年金保険受給者平均年金月額の推移

	老齢年金	(再掲) 基礎または 定額あり	(再掲) 基礎及び 定額なし	通算老齢年金	障害年金	遺族年金	(年度末現在、単位：円)
平成21年度	156,692	167,338	78,571	56,038	105,733	88,691	
22	153,344	165,455	80,748	55,500	105,559	88,607	
23	152,396	163,254	80,509	55,784	105,277	87,967	
24	151,374	162,138	76,790	56,701	104,850	87,259	
25	148,409	158,688	77,934	57,334	103,175	85,913	

注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金」に計上している。新法退職共済年金についても同様。

2. 「基礎または定額あり」とは、老齢基礎年金または特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給している者をいい、「基礎及び定額なし」とは、新法のうち、上記以外（老齢基礎年金及び特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給していない者）をいう。

3. 遺族年金には、通算遺族年金を含まない。

4. 平均年金月額には基礎年金月額を含む。ただし、平成23年度までは旧農林共済組合に係る基礎年金月額を含まない。

- 平成25年度末現在の厚生年金保険受給権者数は、前年度末に比べて50万人（1.5%）増加し、3,456万人となっている。うち、老齢年金の受給権者数は1,523万人となっている。

表7 厚生年金保険受給権者数の推移

	総 数	老齢年金	通算老齢年金	障害年金	遺族給付	(年度末現在、単位：万人)
平成21年度	3,058	1,385	1,118	52	502	
22	3,198	1,441	1,186	54	517	
23	3,303	1,484	1,235	55	529	
24	3,405	1,523	1,286	56	539	
25	3,456	1,523	1,326	57	549	

注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
 2. 遺族給付には、通算遺族年金を含む。

- 厚生年金保険受給権者の平均年金月額は、平成25年度末現在で、老齢年金は14万6千円となっている。

表8 厚生年金保険受給権者平均年金月額の推移

老齢年金			通算老齢年金	障害年金	遺族年金	(年度末現在、単位：円)
	(再掲) 基礎または 定額あり	(再掲) 基礎及び 定額なし				
平成21年度	153,414	164,911	83,558	55,525	101,061	86,009
22	150,034	163,005	85,244	54,944	100,716	85,919
23	149,334	161,036	84,970	55,187	100,139	85,328
24	148,422	160,201	81,377	56,063	99,542	84,712
25	145,596	156,786	81,504	56,654	97,936	83,474

注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
 2. 「基礎または定額あり」とは、老齢基礎年金または特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給している者をいい、「基礎及び定額なし」とは、新法のうち、上記以外（老齢基礎年金及び特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給していない者）をいう。
 3. 遺族年金には、通算遺族年金を含まない。
 4. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。ただし、平成23年度までは旧農林共済組合に係る基礎年金月額を含まない。

- 平成 25 年度における新規裁定の老齢年金受給権者数は、35 万 4 千人であり、前年度に比べて 38 万 7 千人（52.2%）減少している。
- 平成 25 年度における新規裁定の老齢年金受給権者の平均年金月額は、7 万 9 千円である。
- 平成 25 年度における新規裁定の老齢年金受給権者数は、25 万 6 千人であり、前年度に比べて 24 万 4 千人（48.8%）減少している。
- 平成 25 年度における新規裁定の老齢年金受給権者の平均年金月額は、7 万 3 千円である。

表 9 厚生年金保険老齢年金受給権者・受給者の新規裁定状況の推移

(単位：万人、円)

	受給権者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額
平成21年度	88.9	86,102	61.6	78,900
22	88.4	84,339	62.0	76,828
23	78.2	84,335	54.2	76,212
24	74.1	85,438	50.0	77,082
25	35.4	78,534	25.6	72,716

- 注 1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。
 2. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。ただし、平成 23 年度までは旧農林共済組合に係る基礎年金月額を含まない。
 3. 60 歳以上 65 歳未満の者に支給される特別支給の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢が、男子については平成 13 年度から、女子については平成 18 年度から段階的に引き上げられている。
 また、報酬比例部分の支給開始年齢が、男子については平成 25 年度に 60 歳から 61 歳に引き上げられた。

○ 男子については、特別支給の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢が平成13年度から段階的に引き上げられていることにより、老齢年金受給権者の平均年金月額の水準には、平成21年度は62歳までと63歳以降で、平成22年度から平成24年度は63歳までと64歳以降で、平成25年度は64歳までと65歳以上で大きな違いが見られる。

また、報酬比例部分についても、支給開始年齢が平成25年度に61歳に引き上げられしたことにより、平成25年度の60歳の老齢年金受給権者数は大幅に減少し、坑内員または船員であった被保険者期間が15年以上ある受給権者のみとなるため平均年金月額が高くなっている。

表 10 厚生年金保険老齢年金受給権者状況の推移（男子）

		受給権者数（万人）						(年度末現在)
		60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上	
平成21年度		41.7	58.6	62.4	51.5	37.0	698.9	
22		40.2	57.4	60.7	63.9	52.3	713.0	
23		37.7	51.3	59.1	61.9	65.1	740.2	
24		35.7	48.0	52.9	60.1	63.0	781.5	
25		1.0	45.1	49.2	53.7	60.9	820.1	

		平均年金月額（円）						
		60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上	
平成21年度		99,791	101,648	103,509	174,579	181,423	193,393	
22		97,681	100,120	102,773	106,520	177,823	192,323	
23		96,925	98,186	100,893	105,374	172,685	189,747	
24		96,584	97,799	98,993	104,269	170,662	187,290	
25		131,754	96,735	97,759	101,710	105,755	183,155	

注 1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。

新法退職共済年金についても同様。

2. 平成24年度までの「60歳」には60歳未満の者を含む。

3. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。ただし、平成23年度までは旧農林共済組合に係る基礎年金月額を含まない。

○ 女子については、特別支給の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢が平成18年度から段階的に引き上げられていることにより、老齢年金受給権者の平均年金月額の水準には、平成21年度から平成23年度は61歳までと62歳以降で、平成24年度と平成25年度は62歳までと63歳以降で大きな違いが見られる。

表 11 厚生年金保険老齢年金受給権者状況の推移（女子）

		受給権者数（万人）						(年度末現在)
		60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上	
平成21年度		16.3	22.9	24.4	19.7	13.9	338.1	
22		16.1	22.4	23.8	24.9	20.0	346.8	
23		15.0	20.4	23.2	24.3	25.3	360.6	
24		13.7	18.9	20.9	23.7	24.7	380.1	
25		12.2	17.2	19.4	21.5	24.0	398.7	

		平均年金月額（円）						
		60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上	
平成21年度		46,083	46,369	97,476	93,692	93,307	111,681	
22		46,733	47,035	98,422	96,132	92,533	111,670	
23		47,235	47,634	99,438	97,508	94,136	110,945	
24		48,864	48,277	47,940	98,151	94,982	110,655	
25		49,532	49,541	48,210	96,204	94,958	109,314	

注 1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。

新法退職共済年金についても同様。

2. 「60歳」には60歳未満の者を含む。

3. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。ただし、平成23年度までは旧農林共済組合に係る基礎年金月額を含まない。

- 平成 25 年度末現在の在職者の老齢給付（老齢年金及び通算老齢年金）の受給権者数は、316 万人となっており、前年度末に比べて 8 万人（2.5%）の減少となっている。

表12 在職者にかかる厚生年金保険老齢給付状況の推移

(年度末現在、単位：万人)

	受給権者数			受 給 者 数		
	総 数	男 子	女 子	総 数	男 子	女 子
平成21年度	272.6 (88.6)	195.5 (63.5)	77.1 (25.1)	216.0 (87.1)	150.0 (63.3)	65.9 (23.9)
22	296.7 (91.7)	211.7 (65.5)	85.0 (26.2)	233.8 (90.4)	161.0 (65.3)	72.9 (25.1)
23	311.7 (101.5)	221.4 (72.2)	90.2 (29.3)	248.9 (100.2)	170.9 (71.9)	77.9 (28.3)
24	324.5 (119.2)	229.3 (84.7)	95.2 (34.5)	262.7 (117.8)	180.2 (84.2)	82.5 (33.6)
25	316.5 (136.2)	216.2 (96.5)	100.3 (39.7)	263.0 (134.8)	175.5 (96.1)	87.5 (38.8)

注 1. 在職者とは、①厚生年金保険の被保険者

②適用事業所に使用される 70 歳以上の者（昭和 12 年 4 月 2 日以降生まれの者に限る）

である老齢給付の受給権者及び受給者である。

2. () 内の数値は、60 歳台後半の老齢厚生年金受給権者数及び受給者数（旧共済を除く）である。なお、70 歳以上の者（昭和 12 年 4 月 2 日以降生まれの者に限る）を含む。

(3) 収支状況

- 平成25年度決算における収支状況は、基礎年金交付金等を控除した実質的な収入が35兆8千億円、実質的な支出が37兆6千億円となっており、収支差引残は1兆9千億円の不足となっている。

表13 厚生年金保険の実質的な収支状況の推移

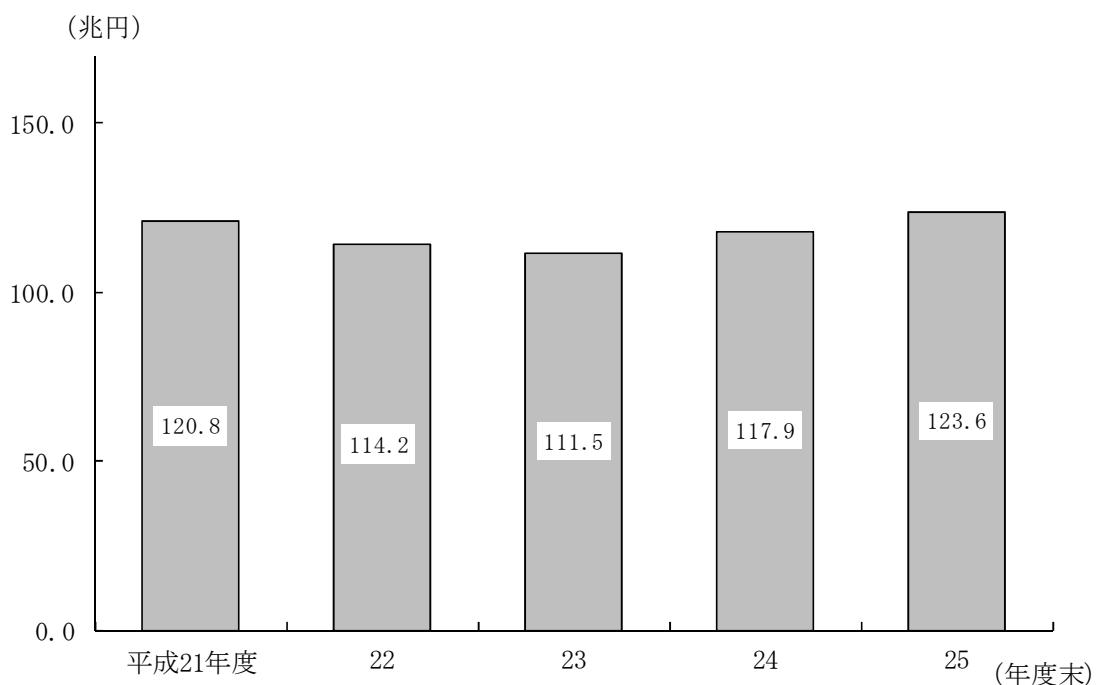
(単位：億円)

	収入合計 (実質)			支出合計 (実質)	収支差引残
		(再掲) 保険料収入	(再掲) 国庫負担		
平成21年度	320,463	222,409	77,983	365,599	△ 45,136
22	319,356	227,252	84,326	379,804	△ 60,448
23	326,080	234,699	84,992	375,420	△ 49,341
24	333,206	241,549	80,583	368,115	△ 34,909
25	357,754	250,472	83,058	376,371	△ 18,617

注. 収入（支出）合計は、決算における収入（支出）から基礎年金交付金等及び積立金からの受入を控除した額である。

- 平成25年度末現在の積立金は、123兆6千億円（時価ベース）となっている。

図4 厚生年金保険の積立金の推移（年金特別会計厚生年金勘定）（時価ベース）



注1. 年金積立金は、年金特別会計で管理する積立金等一部を除き、厚生労働大臣が直接、年金積立金管理運用独立行政法人に寄託して管理運用する仕組みとなっている。

2. 年金積立金全体に係る運用実績(收益率)は、平成21年度7.54%、平成22年度△0.26%、平成23年度2.17%、平成24年度9.57%、平成25年度8.22%である。

(出所：「平成25年度 年金積立金運用報告書」)

III. 国民年金

(1) 適用状況（第1号被保険者及び第3号被保険者）

- 平成25年度末現在の第1号被保険者数（任意加入被保険者を含む）は、1,805万人となっており、前年度末に比べて58万人（3.1%）減少している。男女別にみると、男子は928万人（対前年度末比29万人、3.0%減）、女子は878万人（対前年度末比30万人、3.3%減）となっている。
- 平成25年度末現在の第3号被保険者数は、945万人となっており、前年度末に比べて15万人（1.5%）減少している。男女別にみると、男子は11万人（対前年度末比2千人、1.5%減）、女子は934万人（対前年度末比15万人、1.5%減）となっている。

表14 国民年金被保険者数の推移

（年度末現在、単位：万人）

	第1号被保険者 (任意加入被保険者を含む)						第3号被保険者					
	総数	男 子		女 子		総数	60歳 未満	60～ 64歳	65歳 以上	総数	男 子	女 子
		総数	男 子	女 子								
平成21年度	1,985	1,014	972	34	5	28	1	1,021	11	1,010		
22	1,938	992	947	34	5	29	1	1,005	11	993		
23	1,904	973	931	33	5	27	1	978	11	967		
24	1,864	956	907	29	5	24	1	960	11	949		
25	1,805	928	878	27	5	21	1	945	11	934		

- 平成25年度末現在の全額免除者数は、606万人となっている。全額免除割合は34.1%であり、前年度末に比べて2.1ポイント上昇している。
- 平成25年度末現在の申請一部免除者数は、59万人となっている。申請一部免除割合は3.3%であり、前年度末に比べて0.7ポイント上昇している。

表15 国民年金保険料全額免除者数及び一部免除者数の推移

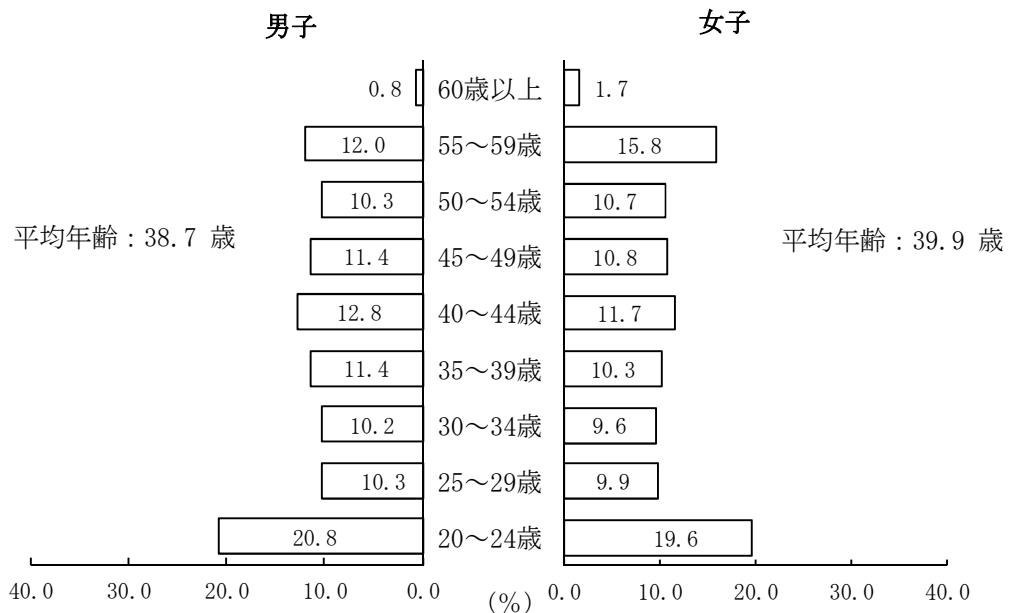
（年度末現在、単位：万人）

	全額免除者					申請一部免除者							
	総数	全額免除 割合 (%)	法定 免除	申請 免除 (全額)	学生 納付 特例	若年者 納付 猶予	総数	申請一部 免除割合 (%)	3/4 免除	半額 免除	1/4 免除		
平成21年度	535	(27.4)	120	215	163	37	47	(2.4)	25	16	7		
22	551	(29.0)	126	221	166	38	44	(2.3)	24	14	6		
23	568	(30.4)	131	230	169	39	46	(2.5)	25	14	6		
24	587	(32.0)	134	239	172	42	48	(2.6)	26	15	7		
25	606	(34.1)	134	249	176	46	59	(3.3)	30	19	9		

注. 「全額免除割合」及び「申請一部免除割合」とは、全額免除者数及び申請一部免除者数が、それぞれ第1号被保険者数（任意加入被保険者を除く）に占める割合（%）である。

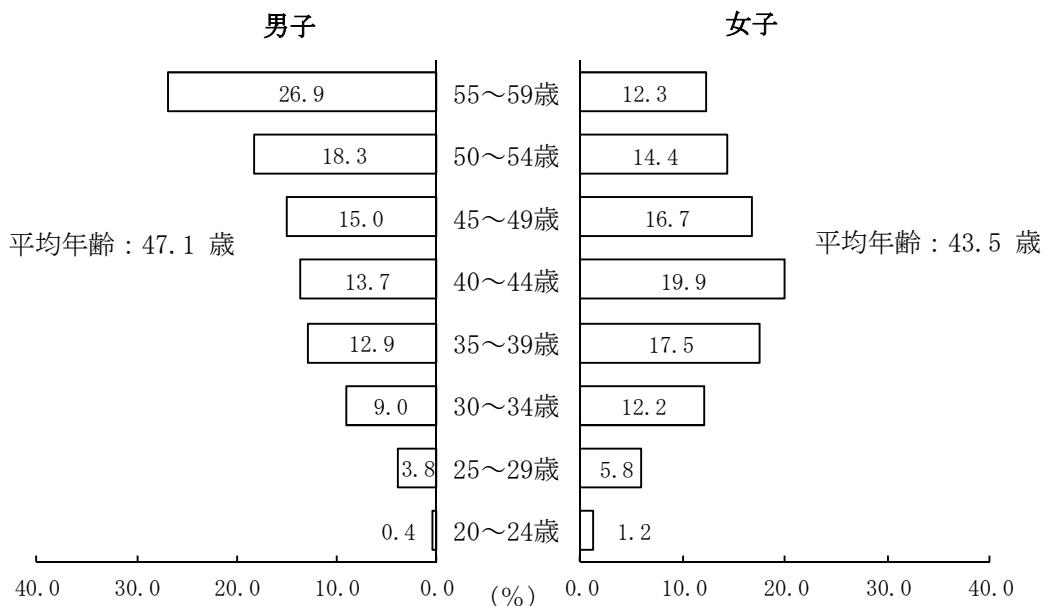
- 平成25年度末現在の被保険者の年齢構成は、第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）では、男女共に20～24歳の割合が最も高く、次いで男子は40～44歳、女子は55～59歳の割合が高くなっている。また、第3号被保険者では、男子は55～59歳、女子は40～44歳の割合が高くなっている。第1号被保険者の平均年齢は、男子は38.7歳、女子は39.9歳となっている。

図5 国民年金第1号被保険者の年齢構成（平成25年度末）



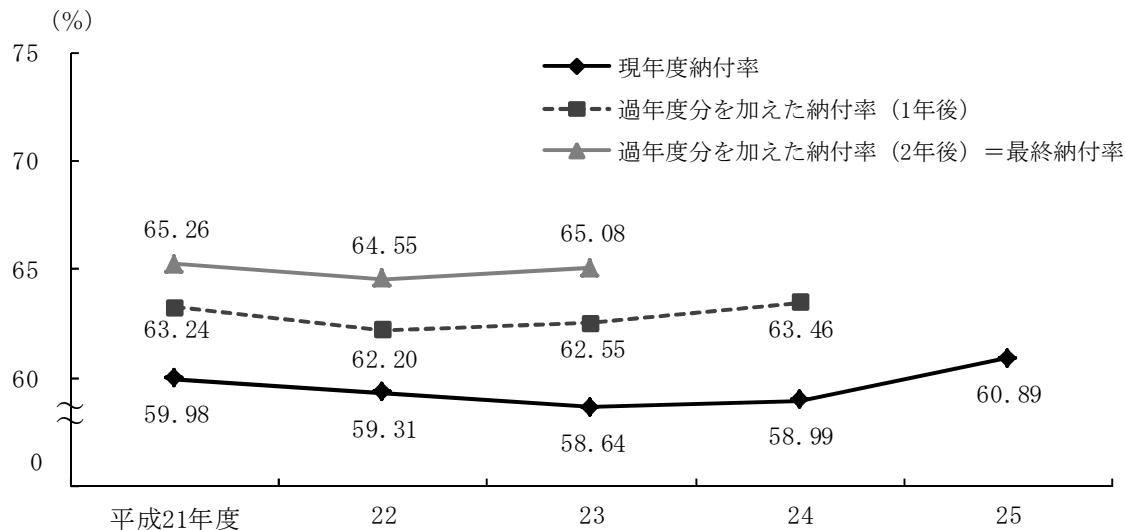
注. 「国民年金第1号被保険者」には、任意加入被保険者を含む。

図6 国民年金第3号被保険者の年齢構成（平成25年度末）



- 平成 25 年度における国民年金保険料の現年度納付率は、60.89%であり、前年度より 1.90 ポイント上昇している。また、平成 25 年度までに過年度分として納付された保険料を加えた平成 23 年度の最終納付率は、65.08%となっている。

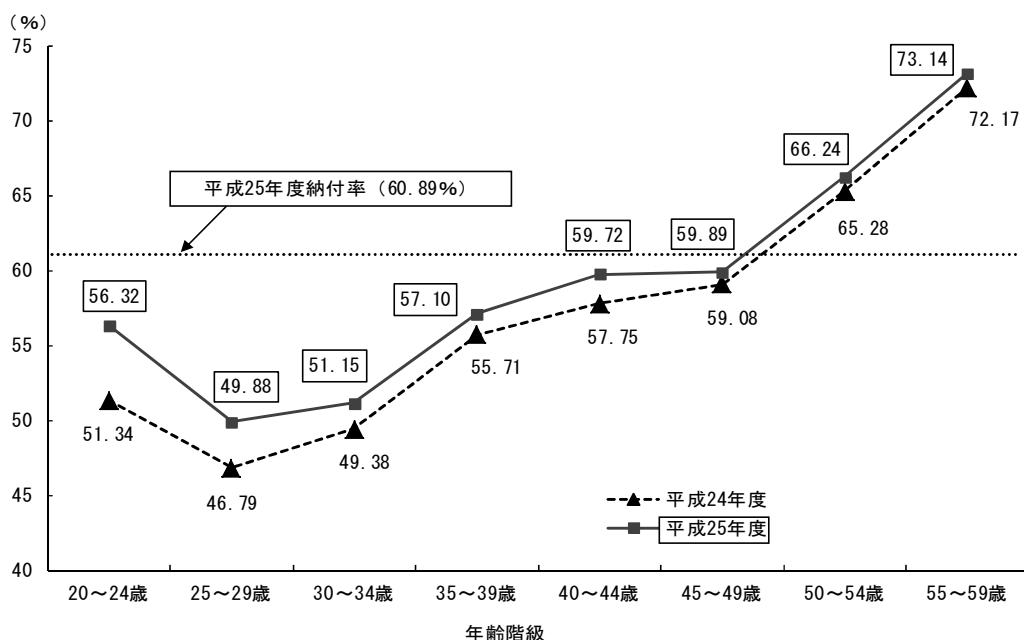
図 7 国民年金保険料納付率の推移



- 注 1. 各年度における「現年度納付率」とは、当該年度中に納付された当該年度分保険料の納付率である。納付率とは、納付月数が納付対象月数に占める割合である。納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数を含まない）であり、納付月数は、そのうち当該年度中（翌年度 4月末まで）に実際に納付された月数である。
2. 保険料は過去 2 年分の納付が可能であり（過年度納付）、各年度における「過年度分を加えた納付率（1 年後）」とは翌年度までに、「過年度分を加えた納付率（2 年後）」とは翌々年度までに納付された当該年度分保険料の納付率である。

- 平成25年度の国民年金保険料納付率を5歳階級別にみると、前年度と比較してすべての年齢階級において納付率が上昇しているが、その中でも若い年齢階級の納付率の上昇が顕著である。

図 8 国民年金保険料納付率（現年度分）の年齢階級別状況



(2) 給付状況

- 平成25年度末現在の国民年金受給者数は、前年度末に比べて109万人(3.6%)増加し、3,140万人となっている。そのうち、基礎のみ・旧国年の受給者数は、1,023万人となっている。

注. 「国民年金受給者」については、旧法国民年金の受給者と新法基礎年金の受給者の合計であり、基礎年金受給者には被用者年金を上乗せして受給している者を含む。

表 16 国民年金受給者数の推移

(年度末現在、単位：万人)

	総 数	老齢年金	通算老齢年金	障害年金	遺族年金
平成21年度	2,779 (1,122)	2,481 (853)	117 (117)	168 (147)	12 (5)
22	2,834 (1,092)	2,542 (829)	108 (108)	172 (149)	12 (5)
23	2,912 (1,067)	2,627 (813)	99 (99)	174 (151)	12 (5)
24	3,031 (1,047)	2,753 (800)	89 (89)	177 (153)	11 (5)
25	3,140 (1,023)	2,869 (784)	80 (80)	180 (155)	11 (4)

注. ()内は、基礎のみ・旧国年の受給者について再掲したものである。ここで「基礎のみ」とは、厚生年金保険（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者をいう。

- 国民年金受給者の老齢年金の平均年金月額は、平成25年度末現在で5万5千円、平成25年度新規裁定者で5万2千円となっている。また、基礎のみ・旧国年の受給者の老齢年金の平均年金月額は、平成25年度末現在で5万円となっている。

表 17 国民年金受給者の平均年金月額の推移

(年度末現在、単位：円)

	老齢年金	新規裁定	通算老齢年金	障害年金	遺族年金
平成21年度	54,320 (48,992)	49,164 (53,829)	18,321 (18,321)	74,060 (74,303)	81,254 (68,055)
22	54,596 (49,371)	49,191 (53,882)	18,432 (18,432)	73,936 (74,185)	80,781 (67,002)
23	54,682 (49,632)	50,013 (54,148)	18,486 (18,486)	73,816 (74,089)	80,424 (66,583)
24	54,856 (49,987)	51,088 (55,061)	18,561 (18,561)	73,479 (73,759)	80,534 (66,858)
25	54,622 (49,958)	51,511 (55,401)	18,497 (18,497)	72,607 (72,890)	80,194 (66,894)

注. ()内は、基礎のみ・旧国年の受給者について再掲したものである。ここで「基礎のみ」とは、厚生年金保険（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者をいう。

- 平成 25 年度末現在の国民年金受給権者数は、前年度末に比べて 111 万人（3.6%）増加し、3,196 万人となっている。そのうち、基礎のみ・旧国年の受給権者数は、1,045 万人となっている。

表 18 国民年金受給権者数の推移

(年度末現在、単位：万人)

	総 数	老齢年金	通算老齢年金	障害年金	遺族年金
平成21年度	2,829 (1,145)	2,501 (859)	118 (118)	180 (156)	29 (11)
22	2,886 (1,114)	2,564 (835)	109 (109)	184 (159)	29 (11)
23	2,965 (1,090)	2,650 (819)	99 (99)	187 (161)	28 (11)
24	3,085 (1,069)	2,778 (807)	90 (90)	190 (163)	27 (10)
25	3,196 (1,045)	2,897 (790)	80 (80)	193 (166)	26 (9)

注. ()内は、基礎のみ・旧国年の受給権者について再掲したものである。ここで「基礎のみ」とは、厚生年金保険（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給権者をいう。

- 国民年金受給権者の老齢年金の平均年金月額は、平成 25 年度末現在で 5 万 5 千円、平成 25 年度新規裁定者で 5 万 1 千円となっている。また、基礎のみ・旧国年の受給権者の老齢年金の平均年金月額は、平成 25 年度末現在で 5 万円となっている。

表 19 国民年金受給権者の平均年金月額の推移

(年度末現在、単位：円)

	老齢年金	新規裁定	通算老齢年金	障害年金	遺族年金
平成21年度	54,258 (48,850)	49,170 (53,839)	18,317 (18,317)	73,768 (74,053)	61,810 (55,461)
22	54,529 (49,296)	49,192 (53,883)	18,427 (18,427)	73,642 (73,933)	61,786 (55,291)
23	54,612 (49,555)	50,011 (54,140)	18,481 (18,481)	73,503 (73,816)	61,626 (55,170)
24	54,783 (49,904)	51,082 (55,047)	18,555 (18,555)	73,166 (73,485)	61,736 (55,382)
25	54,544 (49,869)	51,493 (55,378)	18,490 (18,490)	72,302 (72,620)	61,363 (55,256)

注. ()内は、基礎のみ・旧国年の受給権者について再掲したものである。ここで「基礎のみ」とは、厚生年金保険（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給権者をいう。

- 老齢基礎年金の受給者数は、平成25年度末現在で2,746万人となっており、平均年金月額は5万5千円となっている。

表20 老齢基礎年金受給者状況の推移

(年度末現在、単位：万人、円)

	総 数		繰 上 げ		本 来		繰 下 げ	
	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額
平成21年度	2,275	55,615	365	41,060	1,883	58,092	27	79,368
22	2,359	55,711	376	41,330	1,953	58,084	31	81,018
23	2,466	55,623	386	41,659	2,048	57,861	32	80,507
24	2,612	55,637	394	42,051	2,184	57,716	33	79,892
25	2,746	55,265	397	42,134	2,315	57,165	35	78,644

- 基礎のみ・旧国年（5年年金を除く）の受給権者は、老齢年金の繰上げ受給率が、平成25年度末現在で38.6%となっており、年々低下している。また、平成25年度新規裁定者で14.4%となっている。

表21 国民年金老齢年金の繰上げ・繰下げ受給状況の推移

(年度末現在、単位：人、%)

	総 数	繰 上 げ		受給率	本 来		繰 下 げ	受給率
		受給率	受給率		受給率	受給率		
平成21年度	8,550,449	3,754,257	43.9	43.9	4,699,702	55.0	96,490	1.1
22	8,321,663	3,567,506	42.9	42.9	4,654,347	55.9	99,810	1.2
23	8,162,673	3,402,978	41.7	41.7	4,658,484	57.1	101,211	1.2
24	8,044,326	3,231,089	40.2	40.2	4,711,412	58.6	101,825	1.3
25	7,885,684	3,043,973	38.6	38.6	4,739,546	60.1	102,165	1.3

(新規裁定、単位：人、%)

	総 数	繰 上 げ		受給率	本 来		繰 下 げ	受給率
		受給率	受給率		受給率	受給率		
平成21年度	231,764	52,737	22.8	22.8	173,629	74.9	5,398	2.3
22	206,846	55,648	26.9	26.9	145,044	70.1	6,154	3.0
23	219,051	55,382	25.3	25.3	159,905	73.0	3,764	1.7
24	258,228	47,790	18.5	18.5	207,340	80.3	3,098	1.2
25	227,979	32,911	14.4	14.4	191,783	84.1	3,285	1.4

注1. 基礎のみ・旧国年（5年年金を除く）の受給権者を対象としている。ここで「基礎のみ」とは、厚生年金保険（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給権者をいう。

2. 「受給率」は、基礎のみ・旧国年（5年年金を除く）受給権者総数に占める割合である。

(3) 収支状況

- 平成25年度決算における収支状況は、基礎年金交付金等を控除した実質的な収入が3兆9千億円、実質的な支出が4兆1千億円となっており、その収支差引残は2千億円の不足となっている。

表 22 国民年金の実質的な収支状況の推移

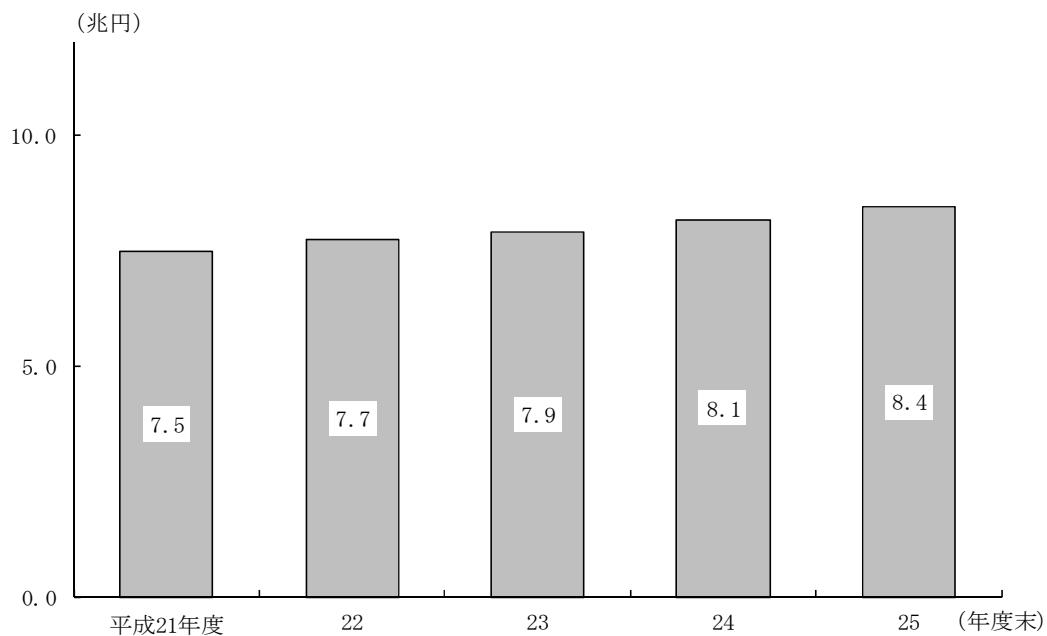
(単位：億円)

	収入合計 (実質)			支出合計 (実質)	収支差引残
		(再掲) 保険料収入	(再掲) 国庫負担		
平成21年度	37,813	16,950	20,554	39,911	△ 2,098
22	34,010	16,717	16,898	31,498	2,511
23	34,701	15,807	18,660	34,717	△ 15
24	38,616	16,124	21,938	43,145	△ 4,529
25	39,178	16,178	21,119	41,021	△ 1,844

注. 収入（支出）合計は、決算における収入（支出）から基礎年金交付金等及び積立金からの受入を控除した額である。

- 平成25年度末現在の積立金は、8兆4千億円（時価ベース）となっている。

図9 国民年金の積立金の推移（年金特別会計国民年金勘定）（時価ベース）



注1. 年金積立金は、年金特別会計で管理する積立金等一部を除き、厚生労働大臣が直接、年金積立金管理運用独立行政法人に寄託して管理運用する仕組みとなっている。

2. 年金積立金全体に係る運用実績（収益率）は、平成21年度7.48%、平成22年度△0.25%、平成23年度2.15%、平成24年度9.52%、平成25年度8.31%である。

（出所：「平成25年度 年金積立金運用報告書」）

(参考資料1)

都道府県別老齢年金受給者数及び平均年金月額

(平成25年度末現在)

都道府県	厚生年金保険		国民年金	
	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額
全 国	人 14,346,816	円 148,409	人 28,689,691	円 54,622
北海道	571,103	138,999	1,292,951	53,848
青森県	121,558	124,966	350,584	50,880
岩手県	147,172	126,407	347,443	54,272
宮城県	240,952	141,577	517,567	53,195
秋田県	129,249	124,043	316,949	52,652
山形県	149,172	125,163	322,937	53,928
福島県	237,177	129,526	487,827	53,505
茨城県	305,154	148,385	674,473	53,305
栃木県	217,106	142,511	456,758	53,449
群馬県	229,989	142,621	479,208	55,012
埼玉県	758,956	159,088	1,502,547	53,913
千葉県	652,569	163,867	1,341,352	54,307
東京都	1,178,421	163,321	2,478,899	53,919
神奈川県	956,552	169,786	1,799,710	54,807
新潟県	330,504	132,744	604,944	55,801
富山県	176,368	139,425	283,207	58,239
石川県	156,188	138,022	273,207	57,377
福井県	122,392	134,162	193,664	57,352
山梨県	87,817	139,350	212,474	53,053
長野県	308,248	138,237	555,841	57,022
岐阜県	252,662	145,758	500,527	56,417
静岡県	509,741	146,248	901,211	56,215
愛知県	829,552	156,820	1,526,772	55,409
三重県	234,663	147,265	443,190	56,840
滋賀県	168,130	151,604	300,654	56,237
京都府	293,097	151,591	599,822	53,899
大阪府	951,250	155,306	1,863,378	53,023
兵庫県	652,953	158,767	1,255,106	54,751
奈良県	152,976	163,655	338,750	54,012
和歌山县	108,130	145,192	264,640	52,490
鳥取県	82,767	127,886	146,337	56,799
島根県	106,763	128,804	195,362	57,268
岡山県	277,828	140,775	470,200	57,848
広島県	385,664	146,938	657,938	57,034
山口県	211,037	145,318	385,220	57,017
徳島県	99,510	127,979	197,688	53,841
香川県	142,570	138,925	249,519	57,969
愛媛県	179,322	135,587	369,114	55,085
高知県	94,097	129,121	205,898	53,532
福岡県	573,252	142,147	1,062,367	54,091
佐賀県	95,995	128,876	201,535	56,212
長崎県	152,966	135,767	348,076	53,455
熊本県	191,465	126,874	444,646	54,771
大分県	140,166	131,864	304,662	53,462
宮崎県	124,466	123,564	280,250	55,205
鹿児島県	173,637	127,168	419,775	55,020
沖縄県	75,317	126,866	239,970	52,243
その他	10,193	132,107	24,542	29,371

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 厚生年金保険の平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

3. 国民年金については、旧法国民年金老齢年金の受給者と新法老齢基礎年金の受給者の合計であり、老齢基礎年金受給者には、被用者年金を上乗せして受給している者を含む。

年齢別老齢年金受給権者数及び平均年金月額

(平成25年度末現在)

年齢	厚生年金保険		国民年金	
	受給権者数	平均年金月額	受給権者数	平均年金月額
合計	人 15,230,034	円 145,596	人 28,967,893	円 54,544
60	131,919	55,942	42,175	36,879
61	622,533	83,711	102,206	38,229
62	685,592	83,769	125,449	37,586
63	752,040	100,139	154,989	38,969
64	849,224	102,701	190,153	39,902
小計	3,041,308	91,884	614,972	38,709
65	866,425	155,420	1,809,284	56,331
66	936,508	153,788	2,036,570	56,265
67	742,661	152,551	1,584,514	56,141
68	523,147	152,989	1,117,432	55,733
69	648,820	151,974	1,408,494	55,742
小計	3,717,561	153,492	7,956,294	56,088
70	722,854	153,147	1,572,251	55,470
71	683,141	154,168	1,489,560	55,287
72	700,443	155,446	1,549,111	55,135
73	622,175	157,505	1,412,924	56,783
74	539,798	158,921	1,238,048	56,612
小計	3,268,411	155,636	7,261,894	55,811
75	489,197	160,760	1,130,770	56,479
76	534,342	161,292	1,265,172	56,513
77	487,021	162,611	1,190,593	56,155
78	474,742	163,984	1,188,824	56,036
79	413,138	164,513	1,077,129	55,828
小計	2,398,440	162,539	5,852,488	56,211
80	375,252	164,307	1,009,347	55,457
81	360,095	165,776	1,002,223	55,004
82	312,465	167,589	896,013	54,478
83	290,041	171,222	778,238	54,575
84	250,766	173,311	681,676	53,804
小計	1,588,619	167,969	4,367,497	54,737
85	228,537	173,252	631,138	52,825
86	193,072	174,415	542,445	51,946
87	169,769	174,669	487,922	50,962
88	144,130	170,261	200,572	45,201
89	113,223	166,416	172,035	43,410
小計	848,731	172,380	2,034,112	50,596
90歳以上	366,964	151,803	880,636	38,287

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 厚生年金保険の平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

3. 国民年金については、旧法国民年金老齢年金の受給権者と新法老齢基礎年金の受給権者の合計であり、老齢基礎年金受給権者には、被用者年金が上乗せされている者を含む。

厚生年金保険 男女別年金月額階級別老齢年金受給権者数

(平成25年度末現在)

年金月額	総 数	男 子	女 子
合 計	人 15,230,034	人 10,300,744	人 4,929,290
万円以上 万円未満			
～ 1	398	182	216
1 ～ 2	14,066	831	13,235
2 ～ 3	119,210	9,330	109,880
3 ～ 4	164,404	49,462	114,942
4 ～ 5	179,484	98,293	81,191
5 ～ 6	259,063	139,229	119,834
6 ～ 7	418,352	183,740	234,612
7 ～ 8	702,478	236,352	466,126
8 ～ 9	979,411	286,635	692,776
9 ～ 10	1,101,544	344,060	757,484
10 ～ 11	1,059,826	412,251	647,575
11 ～ 12	952,142	473,586	478,556
12 ～ 13	853,154	514,927	338,227
13 ～ 14	771,284	531,509	239,775
14 ～ 15	712,490	536,215	176,275
15 ～ 16	705,176	576,064	129,112
16 ～ 17	743,685	648,789	94,896
17 ～ 18	787,260	718,594	68,666
18 ～ 19	807,034	757,732	49,302
19 ～ 20	793,661	757,514	36,147
20 ～ 21	748,667	722,130	26,537
21 ～ 22	655,232	635,955	19,277
22 ～ 23	529,058	515,376	13,682
23 ～ 24	397,267	388,184	9,083
24 ～ 25	277,805	272,057	5,748
25 ～ 26	188,566	185,307	3,259
26 ～ 27	125,585	124,216	1,369
27 ～ 28	81,792	81,144	648
28 ～ 29	46,332	46,063	269
29 ～ 30	24,097	23,930	167
30 ～	31,511	31,087	424
平均年金月額(円)	145,596	166,418	102,086

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

(参考資料4)

厚生年金保険における離婚等に伴う年金分割の状況

離婚等に伴う保険料納付記録分割件数の推移

	総 数 (件)	離婚分割	3号分割のみ	【参考】
				離婚件数 (組)
平成21年度	15,004	14,850	154	257,472
22	18,674	18,282	392	250,599
23	18,231	17,462	769	241,370
24	19,361	18,252	1,109	237,242
25	21,519	19,663	1,856	234,341

注1. 離婚分割とは、離婚等をした場合に、当事者の合意又は裁判所の決定により、婚姻期間中の厚生年金保険料納付記録の分割を行うことをいう。

2. 3号分割とは、離婚等をした場合に、婚姻期間中（平成20年4月以後）の第3号被保険者期間に係る厚生年金保険料納付記録の分割を行うことをいう。

3. 離婚分割による保険料納付記録分割件数には、離婚分割かつ3号分割を行った件数を含む。

4. 離婚件数は、「人口動態統計速報（平成26年3月分）」（厚生労働省大臣官房統計情報部）による年度累計である。

離婚分割 受給権者の分割改定前後の平均年金月額等の推移

	第1号改定者				第2号改定者			
	件数 (人)	平均年金月額(円)			件数 (人)	平均年金月額(円)		
		改定前	改定後	変動差		改定前	改定後	変動差
平成21年度	3,099	146,980	115,626	△ 31,353	2,199	49,185	80,523	31,337
22	3,354	144,425	110,896	△ 33,529	2,336	46,054	79,679	33,625
23	3,068	140,756	108,795	△ 31,961	2,112	44,620	77,134	32,513
24	3,486	141,503	110,967	△ 30,536	2,432	48,241	79,595	31,354
25	3,524	141,176	110,733	△ 30,444	2,619	49,833	80,856	31,022

注1. 第1号改定者とは、納付記録の分割をした者をいい、第2号改定者とは、納付記録の分割を受けた者をいう。

2. 平均年金月額は、基礎年金が裁定されている場合には基礎年金月額を含む。また、離婚分割かつ3号分割を行った場合には、3号分割に係る改定額を含む。

3号分割のみ 受給権者の分割改定前後の平均年金月額等の推移

	男子				女子			
	件数 (人)	平均年金月額(円)			件数 (人)	平均年金月額(円)		
		改定前	改定後	変動差		改定前	改定後	変動差
平成22年度	15	90,311	89,261	△ 1,050	10	17,067	17,879	812
23	28	91,199	88,731	△ 2,468	13	18,650	20,574	1,924
24	53	115,413	112,690	△ 2,723	24	10,756	13,099	2,343
25	65	103,490	99,090	△ 4,401	37	20,321	23,038	2,717

注. 平均年金月額は、基礎年金が裁定されている場合には基礎年金月額を含む。

国民年金 都道府県別全額免除割合及び納付率(現年度分)

(年度末現在)

都道府県	全額免除割合		納付率(現年度分)	
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
全国	% 32.0	% 34.1	% 58.99	% 60.89
北海道	39.5	40.6	58.89	60.36
青森	39.1	40.7	57.91	59.81
岩手	34.3	35.4	66.64	67.89
宮城	32.4	33.6	58.67	60.34
秋田	37.4	38.6	68.74	69.93
山形	31.1	32.4	69.89	71.66
福島	36.1	36.8	61.52	63.12
茨城	28.1	30.0	56.23	58.25
栃木	28.2	30.3	56.84	58.47
群馬	27.9	29.4	61.82	62.96
埼玉	25.6	27.7	55.53	56.91
千葉	25.4	28.1	56.80	59.04
東京	24.1	26.4	55.23	57.18
神奈川	25.6	27.4	57.55	59.53
新潟	32.1	33.6	71.40	72.87
富山	27.3	29.2	69.89	71.55
石川	32.0	34.0	69.47	71.31
福井	30.8	33.0	70.34	71.44
山梨	30.8	33.5	64.75	66.67
長野	28.2	30.1	67.44	68.97
岐阜	27.4	29.2	68.18	70.04
静岡	26.2	28.0	63.53	65.01
愛知	26.8	28.6	62.73	64.72
三重	29.0	31.0	66.97	68.61
滋賀	32.4	34.6	65.67	67.06
京都	37.6	40.3	61.10	64.52
大阪	36.6	39.9	49.61	51.85
兵庫	36.1	38.4	57.53	59.73
奈良	36.7	39.7	62.37	65.43
和歌山	39.0	40.4	67.86	69.31
鳥取	38.3	40.0	64.49	66.47
島根	36.3	38.0	71.58	73.35
岡山	36.5	38.2	63.01	64.11
広島	34.7	36.4	63.86	65.20
山口	37.0	38.1	65.98	67.25
徳島	41.0	43.3	62.61	64.20
香川	34.1	36.1	64.79	67.58
愛媛	41.3	42.6	66.28	67.74
高知	40.9	43.4	62.10	64.61
福岡	42.3	44.7	55.89	58.31
佐賀	37.5	40.0	62.76	64.41
長崎	38.7	41.5	55.60	58.28
熊本	38.6	41.0	61.05	62.93
大分	42.1	44.8	60.29	61.99
宮崎	42.3	43.8	59.70	61.05
鹿児島	43.3	45.8	58.17	60.26
沖縄	50.6	53.7	38.49	41.70

注1. 「全額免除割合」とは、全額免除者（法定免除者、申請全額免除者、学生納付特例者及び若年者納付猶予者）が、第1号被保険者（任意加入被保険者を除く）に占める割合である。

2. 「納付率(現年度分)」とは、納付月数が納付対象月数に占める割合である。

納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数、申請全額免除月数、学生納付特例月数及び若年者納付猶予月数を含まない）であり、納付月数はそのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。

(参考資料6)

国民年金 男女別年金月額階級別老齢年金受給権者数

(平成25年度末現在)

年 金 月 額	総 数			(再掲)基礎のみ・旧国年(5年年金除く)		
	計	男 子	女 子	計	男 子	女 子
合 計	人 28,967,893	人 12,664,548	人 16,303,345	人 7,885,684	人 1,854,094	人 6,031,590
万円以上	万円未満					
～ 1	99,178	12,085	87,093	48,693	1,700	46,993
1 ～ 2	353,938	59,946	293,992	142,589	12,568	130,021
2 ～ 3	1,127,762	216,206	911,556	525,838	58,004	467,834
3 ～ 4	3,494,098	770,149	2,723,949	1,807,604	300,152	1,507,452
4 ～ 5	4,216,818	1,202,428	3,014,390	1,309,822	283,243	1,026,579
5 ～ 6	6,127,508	2,464,455	3,663,053	1,469,742	322,838	1,146,904
6 ～ 7	12,106,904	7,611,464	4,495,440	2,103,510	783,315	1,320,195
7 ～	1,441,687	327,815	1,113,872	477,886	92,274	385,612
平均年金月額	円 54,544	円 58,616	円 51,381	円 49,908	円 54,636	円 48,454

注. 「基礎のみ・旧国年（5年年金除く）」とは、厚生年金保険（旧共済組合を除く）の受給権を有しない老齢基礎年金受給権者及び旧法国民年金（5年年金除く）の受給権者をいう。